2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
［一～四　略］
五　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［六・七　略］
八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
九　［略］
3　［略］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～三　略］
四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項
五　［略］
［2・3　略］
（廃止措置計画に係る軽微な変更）
第十六条の八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。
2　［略］
（廃止措置計画の認可の基準）
第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。
（廃止措置終了確認証）
第十六条の十一の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
（許可の取消し等に伴う措置）
第十六条の十二　［略］
2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第十六条の七第一項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
前条第一項第四号から第十二号まで	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第十二号まで	

2　［同上］
［一～四　同上］
五　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［六・七　同上］
八　品質保証計画に関する説明書
九　［同上］
3　［同上］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～三　同上］
四　変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項
五　［同上］
［2・3　同上］
（廃止措置計画に係る軽微な変更）
第十六条の八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。
2　［同上］
（廃止措置計画の認可の基準）
第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。
［条を加える。］
（許可の取消し等に伴う措置）
第十六条の十二　［同上］
2　［同上］

［同上］		
［同上］	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第四項
前条第一項第四号から第九号まで	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで	